

鈴鹿亀山道路

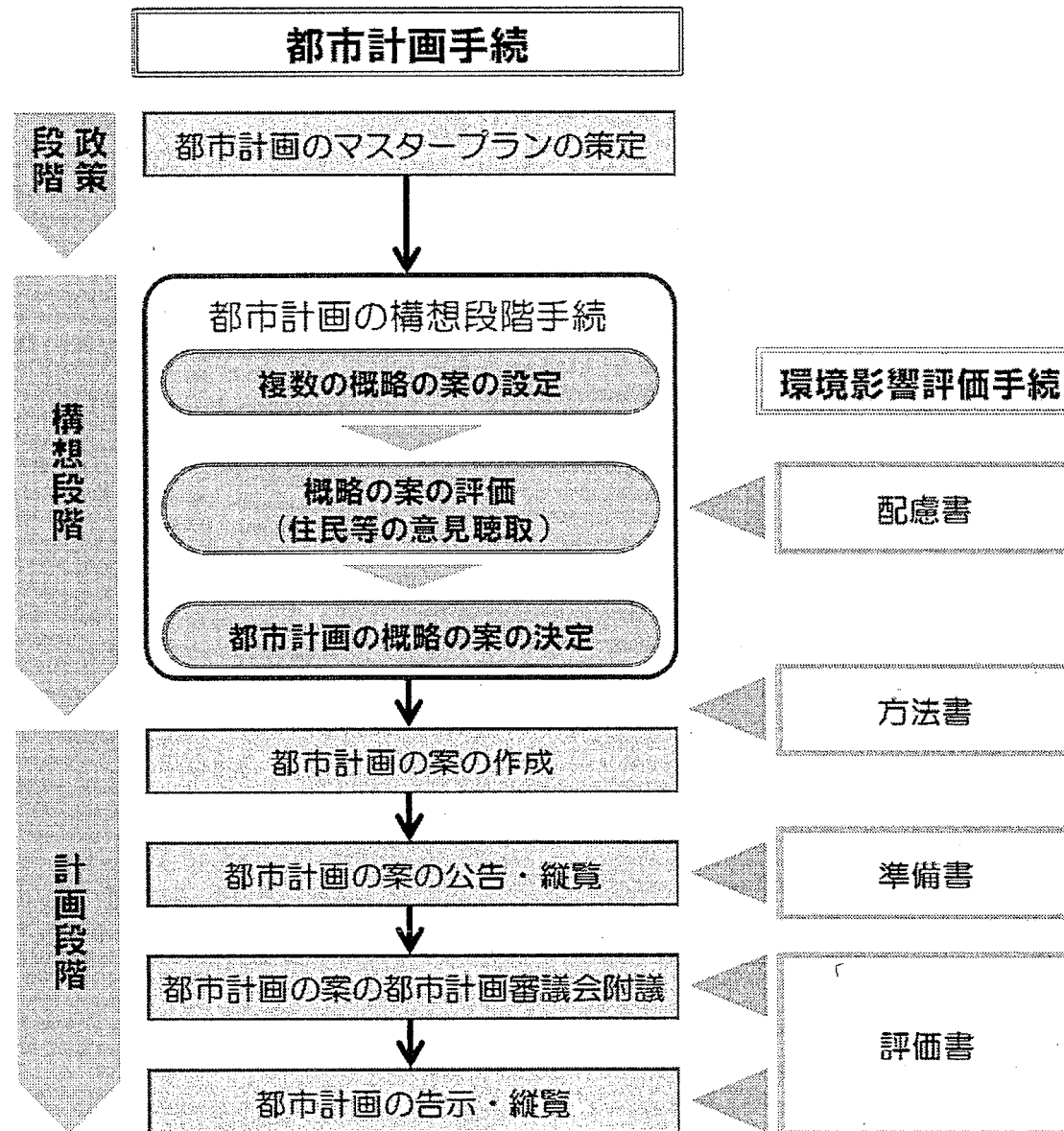
手順の明確化

三重県

平成25年7月26日

1. 計画策定の流れ

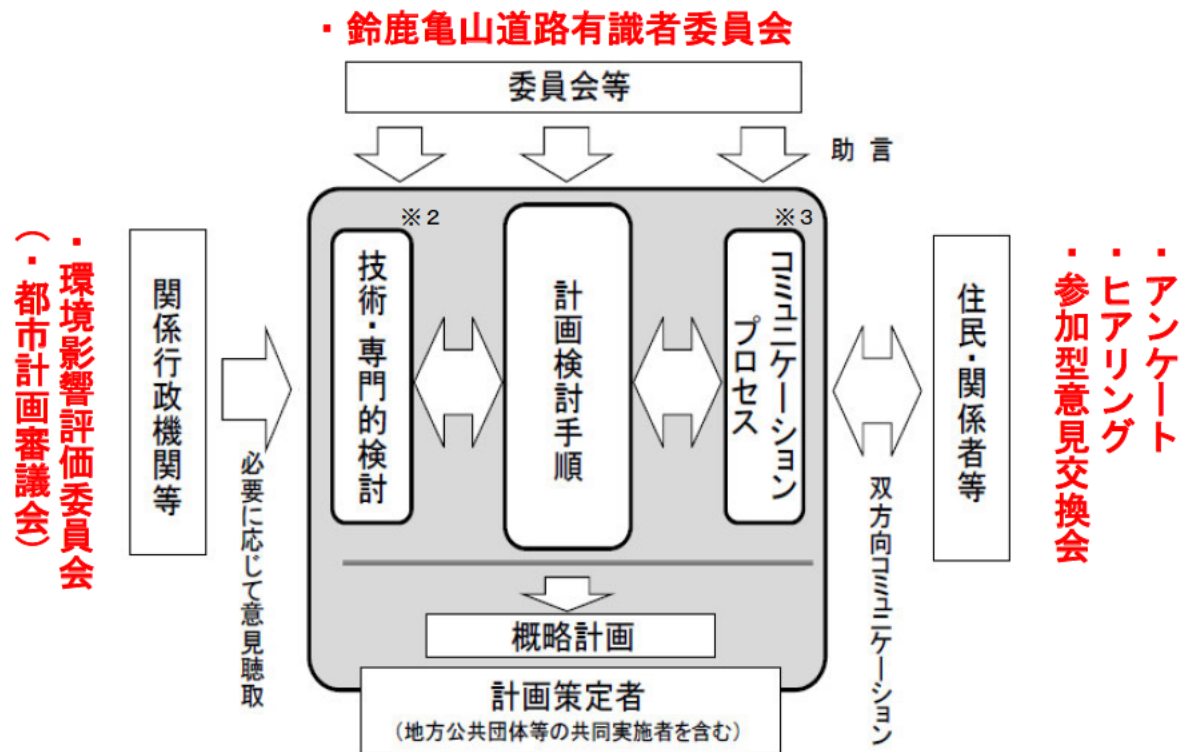
(1) 全体の流れ



1.計画策定の流れ

(2) 計画策定に関わる主体

計画策定に関わる様々な主体の関係 ^{※1} (赤字：鈴鹿亀山道路での主体)



- ・ 鈴鹿亀山道路有識者委員会
- ・ 鈴鹿亀山道路検討会
(構成員：三重県、鈴鹿市、亀山市、国、中日本高速道㈱)
※三重県知事が決定


※1 構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン(素案)を基に三重県が作成

※2 技術・専門的検討とは、構想段階における計画検討において、目標の設定や複数案を設定するにいたる手順、検討手法、複数案の絞り込み方等が、技術的あるいは専門的知見に基づき合理的かどうかについて根拠をあたえるもの

※3 コミュニケーションプロセスとは、構想段階における計画策定プロセスの透明性、客観性、合理性、公正性を高めること、及びより良い計画づくりに資することを目的として、双方向コミュニケーションとなるように、住民・関係者等への情報提供、住民・関係者等からの意見把握を積極的に行い、計画へのニーズの反映を行う手続

2.計画検討手順

(1) 計画検討手順とSTEPの解説

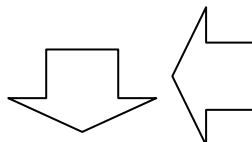
凡例  …有識者委員会

今回審議対象

計画検討手順

STEP1

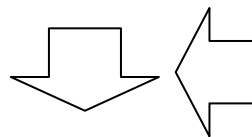
計画検討の発議
手順の明確化



意見聴取①

STEP2

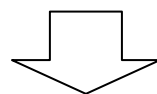
①道路整備の必要性の確認
②複数案の設定と評価項目の設定



意見聴取②

STEP3

複数案の比較評価



STEP4

概略計画案の選定
対応方針案の策定

STEPの解説

- ・ 計画策定者は、構想段階の計画検討を開始する際に、上位計画等で検討された基本方針や現状の課題に基づき、当該事業の目的、検討の進め方、スケジュール等の計画検討に必要な事項を明確にし、計画検討に着手することを公表

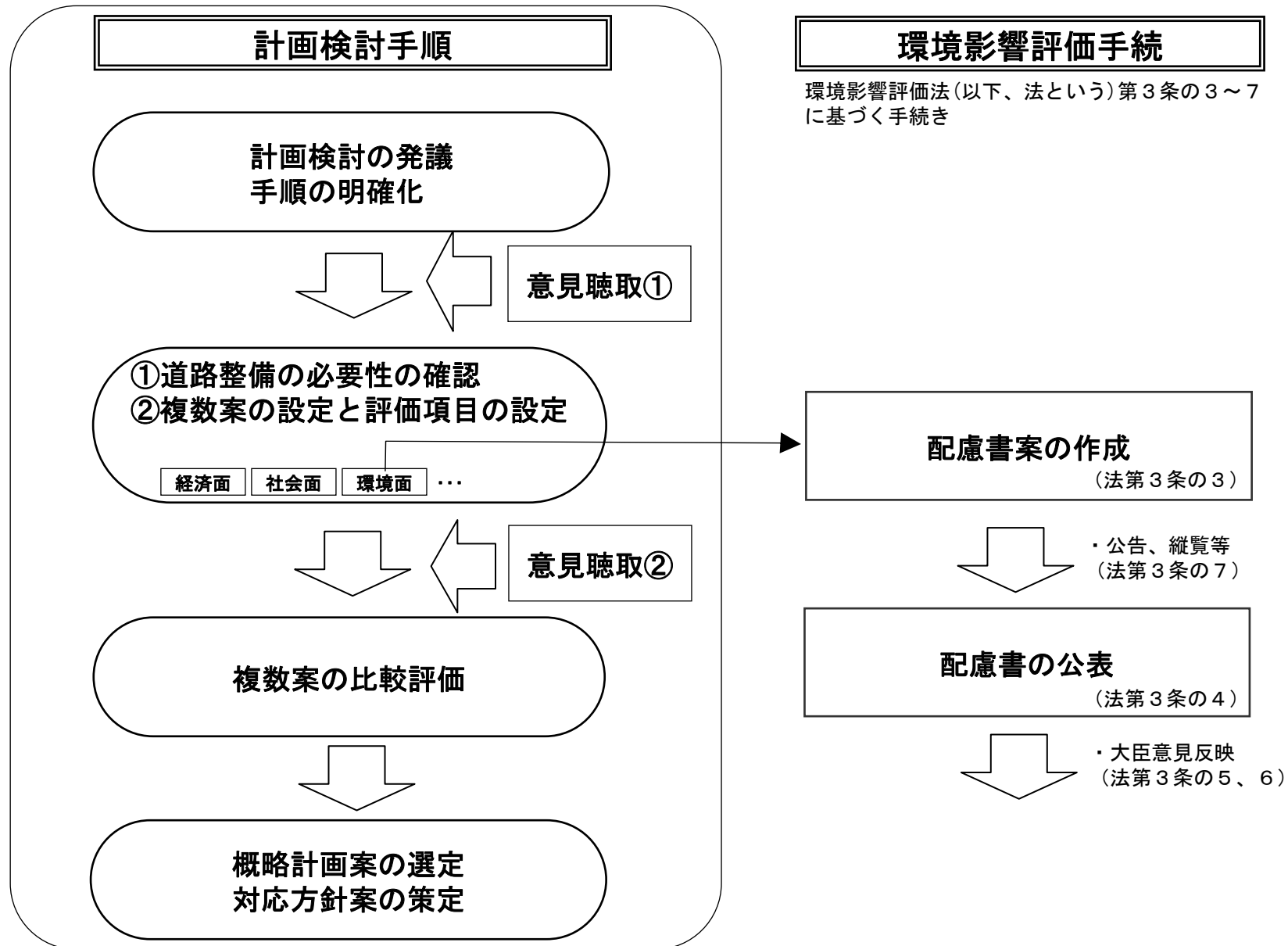
- ・ 県民等の意見を踏まえ、道路整備の必要性を確認
- ・ ルート等の複数案を設定
- ・ 地域の現状や計画の目標に応じて適切な評価項目を設定

- ・ 評価項目に基づいて評価

- ・ 最も優位な概略計画案の選定

3.計画段階環境配慮書の作成

(1) 計画段階環境配慮書(以下、配慮書という)作成の手続



3.計画段階環境配慮書の作成

(2) 配慮書の記載事項 (案)

(法第3条の3、平成25年国土交通省令第28号により改定される平成10年建設省令第10号 (以下、省令という)、道路環境影響評価の技術手法H25.3(以下、手法という)を参照して作成)

- 対象事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した配慮書を作成しなければならない。(法第3条の3)

1. 対象事業の名称
2. 対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所 (法3条の3-1)
3. 対象事業の目的及び内容 (法第3条の3-2)
4. 事業実施想定区域及びその周囲の概況 (法第3条の3-3)
5. 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果 (法第3条の3-4)

等

＜参考＞計画段階配慮事項の選定

重大な影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討した上で選定しなければならない。(省令第5条)

計画段階配慮事項の選定の考え方 (手法より)

環境要素	選定の考え方	備考
大気質	事業実施想定区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在する以下のような場合で、重大な環境影響を受けるおそれがある場合に、選定する。	計画段階配慮事項に選定することが一般的と考えられる。
騒音	・事業実施想定区域及びその周囲が市街地の場合 ・事業実施想定区域及びその周囲が郊外・農村部で集落等が存在する場合 等	
動物	事業実施想定区域及びその周囲に、動植物の、学術上又は希少性等の観点から重要な種・種群が生息・生育する可能性があり、重大な環境影響を受けるおそれがある場合に、選定する。	計画段階配慮書事項に、必要に応じて選定する場合があると考えられる。
植物		
生態系		
土壌	事業実施想定区域及びその周囲に有害物質に係る土地利用が存在する可能性があり、重大な環境影響を受けるおそれがある場合に、選定する。	
地形及び地質(地下水)	事業実施想定区域及びその周囲に重要な箇所(名勝等)が存在し、重大な環境影響を受けるおそれがある場合に、選定する。	
景観		
人と自然との触れ合い活動の場		
その他		